

公 安 委 員 会 会 議 錄

開 催 日 時	自 午後 1時00分 令和7年9月3日 (水) 至 午後 4時02分
開 催 場 所	山口県警察本部公安委員会室、同公安委員室
出席者	公 安 委 員 今村委員長 野村委員 弘永委員

第1 審議概要

本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長及び首席監察官同席の上、下記の報告を受けた。

1 山口県警察音楽隊の活動状況

警務部長から、

山口県警察音楽隊の活動状況について説明する。

(1) 山口県警察音楽隊の体制

昭和23年8月に創設され、音楽隊隊長である総務課広報官以下25人が在籍している。

隊長とカラーガードを除く隊員は、警察本部内各所属に配置され、音楽隊としての派遣や、訓練のない日には所属所定の業務を兼務で行いながら、音楽隊の活動を行っている。

(2) 山口県警察音楽隊の活動状況

音楽隊の主な任務は、警察職員の士気高揚のほか、県民と警察を結ぶ音のかけ橋として、演奏活動を通じて警察活動の理解と協力を確保するとともに、防犯や交通安全、採用募集等の情報発信活動を併せて行っている。

なお、演奏活動の多くは、派遣要請に基づいて実施している。

ア 犯罪抑止対策・交通事故防止対策に向けた情報発信活動

- うそ電話詐欺被害防止や高齢者の交通事故防止など、県警察が県民に伝えたい情報をカラーガードによるボード演技等により発信
- 各警察署とタイアップした交通安全教室等において、各種事件・事故防止に関する注意喚起を実施
- 警察官OBによる夫婦漫才「交通事故と特殊詐欺被害にあわないために」の実演

イ 警察への親近感の醸成及び理解と協力を得るための広報活動

- 演歌やアニメソング、流行曲など幅広い世代が楽しめる選曲
- 音楽隊員による創意工夫した演出
- 音楽隊員が扮するヒーローショーの実演

ウ 警察官・警察職員（音楽隊員を含む）の採用募集活動

- YPセミナー・ポリスアカデミー等各種採用募集活動時の広報
- 警察音楽隊インターンシップの開催

- 学校訪問コンサート及び高校生との合同演奏会を実施

(2) 反響

来場者や参加者からは、「警察をとても身近に感じることができた。」、「交通事故や犯罪被害は他人事と思っていたが、自分にも起こりえることと感じたので、十分気を付けたい。」、「初めて警察音楽隊の演奏を聴いたが、一回でファンになった。」、「将来、警察音楽隊に入りたいと思った。」など、好意的な感想が多数寄せられている。

(3) 課題

- 警察音楽隊への入隊希望者の確保
 - 音楽隊活動と通常業務の兼務による負担及び休暇取得の両立
- 旨の説明があった。

野村委員から、「活動状況の説明を受け、各地のイベントに多く出演されていると感じた。音楽隊員は、平素は警察業務を行なながら兼務として音楽隊の活動を行っていると知らず、専従の隊員が音楽隊の活動を行っていると思っていた。警察官の制服で演奏する動画などを作成してみると面白いのではないか。」旨の発言があり、警務部長から、「大規模県警察では、音楽隊員として専従で活動している県もある。」旨の説明があった。

弘永委員から、「警察官に採用される方は、武道経験など運動関係での採用が多いかと思うが、音楽隊も、採用の面で大きな効果を発揮できるのではないか。例えば、高校への進学で、音楽の強い学校を選ぶ場合があると思うので、高校生等に対し県警察に音楽隊があることをアピールしてみては如何か。ところで、活動状況の説明を受けたが、県中央部に近いところでの活動が多いと見受けられるので、今後は県西部への出動もあると良い。」旨の発言があった。

今村委員長から、「警察音楽隊の活動は、大変だが頑張ってほしい。音楽隊の活動を専従で行っている県は中国四国管区内であるのか。音楽隊員が遠方へ遠征するにあたり、費用面で困難な部分があるのか。さらに、音楽隊で使用する楽器は個人で購入しているのか。」旨の発言があり、警務部長から、「中国四国管区内に音楽隊の活動を専従で行っている県はない。遠方への遠征は所有している大型バスを使用するので費用的な問題は少ない。楽器は基本的に公費等で賄っている。」旨の説明があった。

2 運転免許の停止処分（危険性帶有）の執行

交通部長から、

危険性帶有を適用した運転免許の停止処分について説明する。

危険性帶有とは、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがある状態であり、道路交通法の規定により、点数制度によらない処分として、免許の効力の停止を行うこととされている。

この度、2つの事案に対し県内で初めて危険性帶有を適用し、処分を執行した。

(1) 頻繁に物損交通事故を起こした女性1名

令和7年1月から6月までの間、60件を超える物損交通事故を起こしていることから、危険性帶有により、運転免許の停止30日の処分とした。

(2) 自転車で酒気帯び運転をした男性1名

1年以内に自動車による酒気帯び運転を行った前歴があることに加え、令和7年6月に自転車で酒気帯び運転を行ったことから、危険性帶有により、運転免許の停止30日の処分とした。

(3) 今後の方針

悪質・危険な行為に対し、積極的に危険性帶有を適用するとともに、行政処分の迅速な執行により、悪質・危険な運転者の道路交通の場からの早期排除に努めいく。

旨の説明があった。

野村委員から、「自転車で酒気帯び運転を行ったことにより、自動車の運転免許の停止処分に繋がる場合があると周知されているのだろうか。自転車で酒気帯び運転を行うことの違法性は強く認識されていない場合もあるので、自動車の運転免許の停止に繋がる場合がある旨を広く周知すればよいのではないか。」旨の発言があり、交通部長から、「自転車で酒気帯び運転を行ったことによる罰金は平均で10万円程度となるので、併せて周知を検討したい。」旨の説明があった。

弘永委員から、「危険性帶有について、有効な制度であると思うので、交通違反の抑止効果として周知していくと良いのではないか。」旨の発言があった。

今村委員長から、「頻繁に物損交通事故を起こした方に対する適用は、全国的にも稀なケースであるとのことだが、運転免許の停止に係る行政処分は重い処分であるので、交通事故の回数などについて基準を明確にしておくべきかもしれない。今回の対象者は運転が難しいと医療的な診断がなされてもよいケースのようにも思える。」旨の発言があった。

第2 決裁・報告

課長等から下記のとおり説明を受け、決裁を行うなどした。

1 決裁概要

(1) 意見の聴取・聴聞の結果報告

運転管理官から、本日の出席者4名の処分理由に係る事案概要、意見の聴取における供述内容について説明を受けて審議し、量定どおり処分を決定した。

前回の公安委員会において処分を保留した1名について再審議し、処分を見送ることとし、そのほか意見の聴取等欠席者19名の処分を決定した。

(2) 一定の病気による運転免許の欠格期間の撤回

運転管理官から、一定の病気による運転免許の欠格期間の撤回について、説明を受け、本日付で欠格期間を撤回する旨を決定した。

(3) 次回開催する意見の聴取・聴聞の主宰者指名

運転管理官から、9月17日に開催する意見の聴取・聴聞における主宰者の指名について説明を受け、決裁した。

(4) 審査請求に係る弁明書の送付及び反論書の提出要求（2件）

警察県民課長から、8月6日に受理の報告を受けた審査請求について、審査請求人に対する弁明書の送付及び反論書の提出要求を行う旨の説明を受け、決裁した。

(5) 審査請求の審理

捜査第二課長から、令和5年4月19日に受理の報告を受けた審査請求について、審理経過の説明を受け、裁決書を決裁した。

(6) 飲食店に対する行政処分

生活安全企画課長から、飲食店における風営法違反事件に係る行政処分について説明を受け、決裁した。

(7) 苦情の申出に対する調査結果及び回答（3件）

地域企画課長から、5月14日に受理の報告を受けた公安委員会宛ての苦情の申出（2件）及び7月9日に受理の報告を受けた公安委員会宛ての苦情の申出について、調査結果の説明を受け、回答文を決裁した。

2 報告概要

(1) 捜査第二課関係業務報告

検査第二課課長補佐から、検査第二課関係業務について報告を受けた。

(2) 防府警察署建設事業

施設管理官から、防府警察署建設事業について、報告を受けた。

(3) 監察関係業務報告

監察官室長から、訴訟事案について、9月県議会で報告する損害賠償事案について、監察案件について、監察官から、監察案件について、それぞれ報告を受けた。

第3 協議

今後の公安委員会における運営について、協議した。